

青谷ようこそ夏まつり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、青谷ようこそ夏まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、商工事業の健全なる伸展を目的に組織されている鳥取市西商工会が実施する青谷ようこそ夏まつり事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

（補助金の算定等）

第3条 本補助金は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、会場整備費、広告宣伝費、役務費、消耗品費及び委託費の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 市長は前項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(補助金の交付)

第5条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付することができるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条関係）

青谷ようこそ夏まつり事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 開催日時

4 会場

5 事業の効果（報告時に記載してください）

6 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○をする）

- ・一般課税事業者
- ・簡易課税事業者
- ・免税事業者
- ・特定収入割合が5%を超えている公益法人等
- ・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

連絡先

年度 青谷ようこそ夏まつり事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった青谷ようこそ夏まつり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、青谷ようこそ夏まつり事業補助金交付要綱第6条第4号の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）